

山口市スポーツ少年団種目別事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市におけるスポーツ少年団活動の推進に係る事業（以下「事業」という。）の実施を主たる目的とする団体（以下「団体」という。）に対し、当該事業に要する経費の一部として、山口市スポーツ少年団種目別事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、もって山口市スポーツ少年団活動の振興に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 補助金は山口市スポーツ少年団に所属する各单位団によって種目別に組織された各種目指導者協議会（以下「指導協」という。）に交付する。

(補助金の対象となる経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に直接要する経費とし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費及び視察研修に係る旅費のほか、山口市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）が不適切と認めた経費を除くものとする。

(補助率)

第4条 補助率は、対象経費の2分の1を上限とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金交付額は、予算の範囲内で別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、山口市スポーツ少年団種目別事業費補助金交付申請書（様式第1号）を事業実施前に本部長に提出しなければならない。

また、事業終了後には次に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第2号）（様式第2号別紙1）

(交付決定)

第7条 前条の規定による申請書の提出があったとき、山口市スポーツ少年団本部は審査の上、交付決定を行い申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 本部長は、補助金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(4) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

(補助金の還付)

第9条 山口市スポーツ少年団本部は前条の規定により補助金の交付決定取り消しを行った場合、該当者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

付則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年4月1日から施行する。